

宮古島市平良庁舎利活用事業について、宮古島市役所平良庁舎利活用事業公共施設等運営権実施契約を締結しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項及び第22条第2項の規定に基づき、その内容を公表する。

令和7年2月10日

宮古島市長 嘉数 登

1. 事業名称

宮古島市役所平良庁舎利活用事業

2. 事業の対象となる公共施設等の名称及び立地

旧宮古島市役所平良庁舎

宮古島市平良字西里186番地

3. 選定事業者及び公共施設等運営権者（以下「事業者」という。）の商号又は名称

宮古島市平良字下里2511番1

株式会社旧平良庁舎プロジェクト

代表取締役 上田 真一

4. 契約期間・事業期間、運営権の存続期間

（1）契約期間・事業期間

令和7年2月10日から令和29年3月31日まで

（2）運営権の存続期間

運営権設定日から運営実施日数が20年に到達した年度の3月末日まで

（3）運営権存続期間の延長

10年間を超えない範囲で市が定める期間（1回限り）

5. 公共施設等の整備等の内容

（1）改修設計業務

（2）改修工事

（3）施設の運営・維持管理業務

6. 運営権対価の額（運営権設定日から3年目となる年度の3月末日までは、免除）

公共施設等運営権対価 年額7,200,000円（税別）

7. 公共施設等運営事業等の継続が困難となった場合における措置に関する事項及び契約終了時の措置に関する事項

【事業者の事由による本契約の解除】

（1）市は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、事業者に対して書面により

通知した上で、本契約を解除することができる。

- ① 事業者の都合により改修工事期間が大幅に遅延し、本市との協議を経ずに本契約第5条第2項の表に定める改修工事期間を過ぎても、本契約第28条第1項に規定する完成図書の引き渡しができないことが明白になったとき。
 - ② 事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続きについて事業者の株主総会、取締役会でその申立てを決議したとき、又は、取締役並びに第三者（事業者の取締役も含む。）によって、その申立てをしたとき。
 - ③ 事業者が本契約に基づいて市に提出した報告書に虚偽の記載を行ったとき。
 - ④ PFI法第29条第1項第1号に規定する事由が生じたとき。
 - ⑤ 事業者が運営権対価の支払期限経過後に督促を促しても支払わないとき。
 - ⑥ 事業者の責めに帰すべき事由により事業者の財務状況が著しく悪化し、本事業を継続的に実施することが困難であると市が合理的に認めたとき。
- (2) 市は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合において、事業者に対して当該不履行を是正するために必要な合理的期間を設けて催告し、当該期間内に是正されないときは、解除事由を記載した書面を送付することにより、直ちに本契約を解除することができるものとする。
- ① 事業者がその責めに帰すべき事由により本契約上の義務を履行しないとき。
 - ② 事業者が法令に違反したとき。

【市の事由による本契約の解除又は終了】

- (1) 市がその責めに帰すべき事由により、本契約上の重大な義務に違反し、事業者から当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間に是正されないとき又は本契約に基づく事業者の重要な義務の履行が不能になったときは、事業者は市に対し、解除事由を記載した書面を送付することにより、本契約を解除できるものとする。
- (2) 市が、運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、本契約は終了するものとする。

【不可抗力・法令改正による本契約の解除又は終了】

- (1) 不可抗力及び法令改正の発生により、本事業の実施が不可能又は著しく困難であることが判明したときは、市又は事業者は、相手方と協議の上、本契約を解除することができるものとする。
- (2) 不可抗力を原因として運営権設定対象施設が滅失したときは、本契約は終了するものとする。

【事業者の事由による本契約の解除による措置】

- (1) 市は、本契約の解除を行った場合は、事業者に設定した運営権を取り消すものとする。
- (2) 事業者は、事業者の責めに帰すべき事由で本契約が解除されたことにより、市に損害が生じたときは、その損害額を市に支払わなければならない。
- (3) 事業者は、本契約を解除された場合は、それまでの期間に相当する運営権対価を一括で市

に支払うものとする。

- (4) 事業者は、本契約を解除された場合は、市の指定する第三者に本事業が円滑に引き継がれるよう適切に引継ぎをしなければならない。この場合、引継ぎのために要する費用は、事業者の負担とする。

【市の事由による本契約の解除又は終了による措置】

- (1) 市は、本契約の解除をする場合は、事業者に設定した運営権を取り消すものとする。
- (2) 市が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる本契約の終了の場合は、運営権は消滅するものとする。
- (3) 事業者は、市の責めに帰すべき事由で本契約が解除又は終了されたことにより増加費用又は損害が生じたときは、市に対し、損害賠償を請求することができるものとする。
- (4) 事業者は、本契約を解除又は終了された場合は、それまでの期間に相当する運営権対価を一括で市に支払うものとする。

【不可抗力・法令改正の事由による本契約の解除又は終了による措置】

- (1) 不可抗力及び法令改正の発生により、市と事業者が協議の上、本契約の解除をする場合は、事業者に設定した運営権を取り消すものとする。
- (2) 前項の本契約の解除により、市と事業者が生じた損害は各自で負担するものとし、相互に損害賠償は行わないものとする。
- (3) 事業者は、本契約を解除又は終了された場合は、それまでの期間に相当する運営権対価を一括で市に支払うものとする。
- (4) 不可抗力を原因として運営権設定対象施設が滅失したときは、運営権は消滅するものとする。